

○佐倉市下水道条例施行規程（案）

（趣旨）

第1条 この管理規程は、佐倉市下水道条例（昭和42年佐倉市条例第13号の2。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（排水設備の接続方法等）

第2条 条例第3条第2号の規定により、排水設備を公共ます等に固着させるときは、次に定めるところによらなければならない。

（1） 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔と管底高とにずれが生じないように、かつ、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

（2） 雨水を排除するための排水設備は、雨水ますの取付管の管底高以上の箇所所定の孔を空け、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

2 条例第4条の規定により排水施設の新設等を行うときは、前項各号に定めるところによるものとする。

（排水設備の構造基準）

第3条 排水設備は、法令の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。

（1） 水洗便所、台所、浴場、洗濯場等の汚水が流出する箇所には、防臭装置を取り付けること。

（2） 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。

（3） 台所、浴場、洗濯場等の汚水の流出口には、じんかいその他固形物の流下を止めるため、ストレーナー又は幅1センチメートル以下の格子若しくは金網を設けること。

（4） 排水管の土かぶりは、建築物の敷地である土地においては20センチメートル以上を常例とすること。

（5） 地下室その他下水の自然流下が充分でない場所における排水は、ポンプ施設を設けて行うこと。この場合において、ポンプ施設は、下水が逆流しないような構造のものであること。

（6） ますは、排水管の内径、埋設した深さ等に応じ、排水管の清掃に支障のない大きさとする事。

（7） 油脂、ガソリンその他の排水施設の機能を著しく妨げ、又は排水施設を損傷するおそれのある物質を含む汚水を排出するときは、阻集器を設けること。

（排水設備等の確認申請）

第4条 条例第5条第1項及び第2項本文の規定による申請書は、排水設備新設（変更）申請書（別記様式第1号）とする。

2 前項の申請書には、設計書、案内書、平面図、構造図その他管理者が必要と認める書類を添付するものとする。この場合において、平面図は、縮尺が200分の1程度であって、かつ、次に掲げる事項を表示したものとする。

（1） 申請地の区画、その付近の道路及び公共下水道施設の位置

（2） 申請地内の建築物並びに台所、水洗便所、浴室その他下水を排除する施設の位置

（3） 排水管の配置、形状、寸法及び勾配

（4） ます及びマンホールの形状、寸法及び配置

（5） 阻集器を設けるときは、その配置

（排水設備等の工事の検査）

- 第5条 条例第6条第1項の規定による届出は、排水設備等工事完了届（別記様式第2号）により行うものとする。
- 2 条例第6条第2項の検査済証は、排水設備検査済証（別記様式第3号）とする。
（除害施設の設置の適用除外）
- 第6条 条例第8条の3第2項の管理規程で定める物質又は項目は、同条第1項第2号から第8号までに規定する物質又は項目とする。
（除害施設の設置等の届出）
- 第7条 条例第8条の4の規定による届出は、除害施設の設置等の工事に着手する日の30日前までに除害施設設置（変更）届（別記様式第4号）により行うものとする。
（公共下水道の使用開始等の届出）
- 第8条 条例第10条第1項の規定による届出は、公共下水道使用（開始・変更）届（別記様式第5号）により行うものとする。
（水道水以外の汚水排除量等の認定）
- 第9条 条例第13条第2項第2号の規定による使用水量の認定は、井戸又は敷地への引き込み地点での計量装置による計測により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による計量装置による計測が困難であると管理者が認めるときは、次項から第5項までに定めるところによる。
- 3 水道水以外の水を家事のみに使用するとき、1世帯につき3人までは1人につき1か月8立方メートル、4人からは1人につき1か月4立方メートルとして算出した量の合計を使用水量とする。
- 4 前項の場合において、水道水を併用するとき、前項の規定により算出した量を2分の1で除した量の合計を使用水量とする。
- 5 水道水以外の水を家事以外に使用するとき、使用者の数、使用の業態、揚水設備の吐出口の断面積の大きさその他の事項を考慮して管理者が認定した量を使用水量とする。
- 6 条例第13条第2項第3号の申告書は、汚水排除量申告書（別記様式第6号）とする。
（中途使用等の場合の使用料の算定方法）
- 第10条 条例第13条第3項に規定する使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の使用料の算定方法は、同条第1項及び第2項並びに第13条の2第1項の規定にかかわらず、管理者があらかじめ定めた隔月の一の定例日（以下「定例日」という。）から次の定例日までの2月内において、次の各号に定める公共下水道の使用期間（以下「使用期間」という。）の区分に応じ、当該各号に定める月分の使用料とし、第3項に定める基本使用料及び第4項に定める超過使用料の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、当該100分の108を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (1) 使用期間が31日以下 1月分
- (2) 使用期間が32日以上 2月分
- 2 前項に規定する使用期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 定例日の翌日以降に使用を開始し、次の定例日まで使用を継続している場合 使用を開始した日から起算し、次の定例日までの期間
- (2) 定例日まで使用を継続し、その翌日から次の定例日の前日までに使用を休止し、又は廃止した場合 定例日の翌日から起算し、使用を休止し、又は廃止した日までの期間
- (3) 定例日の翌日以降に使用を開始し、次の定例日の前日までに使用を休止し、又は廃止した場合 使用を開始した日から起算し、使用を休止し、又は廃止した日までの期間
- 3 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における基本使

用料は、次の表に定める使用期間及び使用者が排除した汚水の量の区分に応じ、同表に定める額とする。

使用期間	使用者が排除した汚水の量	基本使用料
15日以下	5立方メートル以下	条例第13条第1項第1号に規定する基本使用料の0.5月分に相当する額
	5立方メートルを超え10立方メートル以下	条例第13条第1項第1号に規定する基本使用料の額
16日以上31日以下	10立方メートル以下	条例第13条第1項第1号に規定する基本使用料の額
32日以上46日以下	15立方メートル以下	条例第13条第1項第1号に規定する基本使用料の1.5月分に相当する額
	15立方メートルを超え20立方メートル以下	条例第13条第1項第1号に規定する基本使用料の2月分に相当する額
47日以上	20立方メートル以下	条例第13条第1項第1号に規定する基本使用料の2月分に相当する額

4 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における超過使用料は、次の各号に掲げる使用期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 使用期間が31日以下 使用者が排除した汚水の量に応じ、条例第13条第1項第2号に規定する表を適用し、算出した額

(2) 使用期間が32日以上 使用者が排除した汚水の量は各月等量（1月分の汚水の量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、当該端数をいずれか一方の月の汚水の量に加えるものとする。）とみなし、当該各月の汚水の量に応じ、条例第13条第1項第2号に規定する表を適用し、算出した額の合計額

（使用の態様の変更の届出）

第11条 条例第13条の3の管理規程で定める使用の態様は、次に掲げる事項とする。

(1) 使用している水が水道水、水道水以外の水又はこれらの併用であるかの別

(2) 世帯員及び使用者の人数

(3) 使用の業態、揚水設備の吐出口の断面積の大きさ

2 条例第13条の3の規定による届出は、公共下水道使用（開始・変更）届により行うものとする。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第12条 条例第14条の4第3号（条例第14条の7において準用する場合を含む。）に規定する管理規程で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によ

るものとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように講じる措置)

第13条 条例第14条の4第5号(条例第14条の7において準用する場合を含む。)に規定する管理規程で定める措置は、次項に規定する耐震性能を確保するために講じるべき措置として次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭(くい)基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓(とう)継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設並びに処理施設 次に定めるところによる。

ア 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

イ 施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

- (2) 前号に掲げる排水施設以外の排水施設 同号アに定めるとおりとする。

(排水管内径及び排水渠(きよ)の断面積の数値)

第14条 条例第14条の5第1号(条例第14条の7において準用する場合を含む。)に規定する管理規程で定める数値は、排水管内径にあつては100ミリメートル(自然流下によらない排水管内径にあつては、30ミリメートル)とし、排水渠の断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。

(行為許可の申請)

第15条 条例第15条第1項の申請書は、下水道使用行為(変更)許可申請書(別記様式第7号)とする。

(占用許可の申請)

第16条 条例第17条第1項(第19条の2において準用する場合を含む。)の申請書は、下水道占用許可(変更)申請書(別記様式第8号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 占用する物件の位置及びその周辺を表示した図面
- (2) 工作物を設置しようとするときは、その設計書及び図面
- (3) その他管理者が必要と認める書類

3 条例第17条第5項の管理規程で定める占用物件は、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第9条第1号に掲げる物件(同号ハに掲げる物件を除く。)その他これらに類すると管理者が認める物件とする。

(減免の申請)

第17条 条例第19条の特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、使用料又は占用料の支払いが困難であること。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第44号）第6条第1項に規定する被保護者であること。
- (3) その他管理者が必要と認める場合

2 条例第19条の規定による減免を受けようとする者は、下水道（使用料・占用料）減免申請書（別記様式第9号）により管理者に申請するものとする。